

平成30年4月1日

京都府・京都市

開業・経営承継支援資金

< 経営承継一般型 >

特定経営承継関連保証制度

中小企業の経営を承継した代表者個人の方を支援するため、株式や事業用資産等の取得に必要な資金を融資する制度を実施しておりますので、御活用ください。

融資対象となる方	中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（認定中小企業者）の代表者個人
資金用途	事業を営む会社を承継した代表者が必要とする以下の資金 ・株式等取得資金 ・事業用資産等取得資金 ・事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ・遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 ・認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 等
融資限度額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ただし、保証協会の特定経営承継関連保証の利用可能額の範囲内
融資期間等	◆10年以内 <原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可>
融資利率	◆年1.2%（固定金利）
担保・保証人	◆保証協会の信用保証が必要 <原則、認定中小企業者以外の連帯保証人は不要>
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 （ 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合 京滋信用組合、三菱UFJ銀行、商工組合中央金庫 ）

※御利用にあつては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

〈参考〉中小企業経営承継円滑化法に基づく認定について

○中小企業者（会社）の認定要件

代表者の死亡又は退任に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていることについて、都道府県知事の認定を受けた中小企業者

- ①事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること
- ②議決権株式（相続により分散したもの等）を取得する必要があること
- ③代表者の死亡又は退任後3ヶ月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと
- ④仕入先（仕入総額の20%以上を占める先に限る）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと
- ⑤取引先金融機関（借入金額の割合が20%以上を占めるものに限る）との取引に係る支障が生じたこと
- ⑥その他諸費用が生じたこと

○都道府県知事の認定申請について

◆申請書提出、お問い合わせ先

京都府商工労働観光部 ものづくり振興課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

[TEL:075-414-4851](tel:075-414-4851)

- ・ 持参又は郵送等にて提出してください。